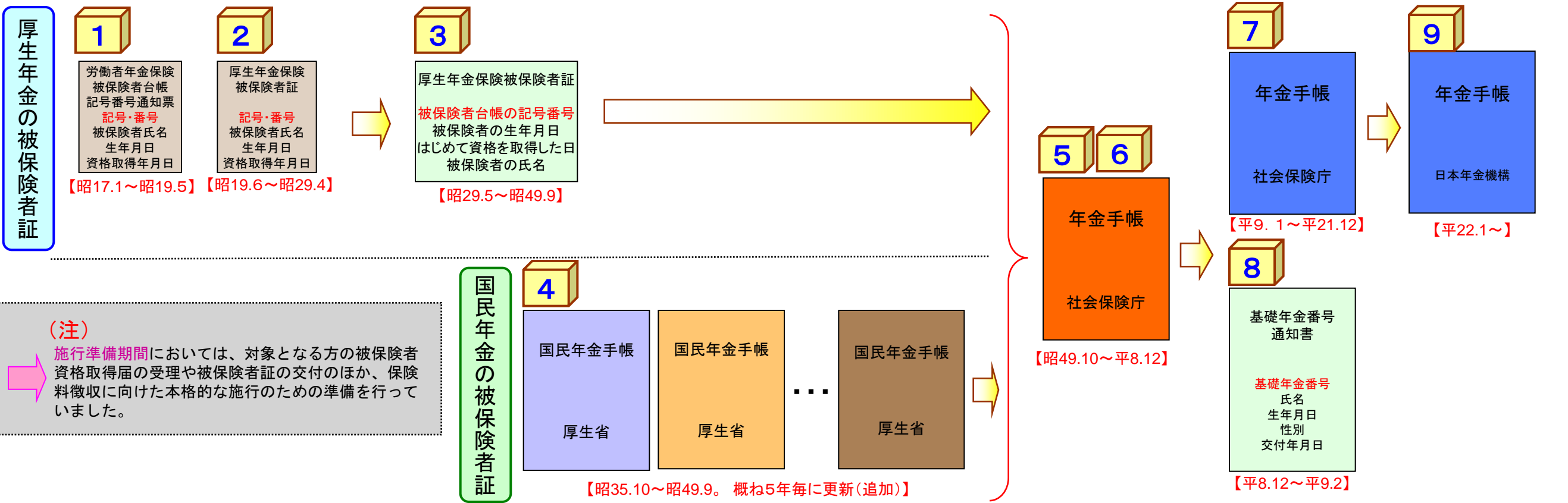
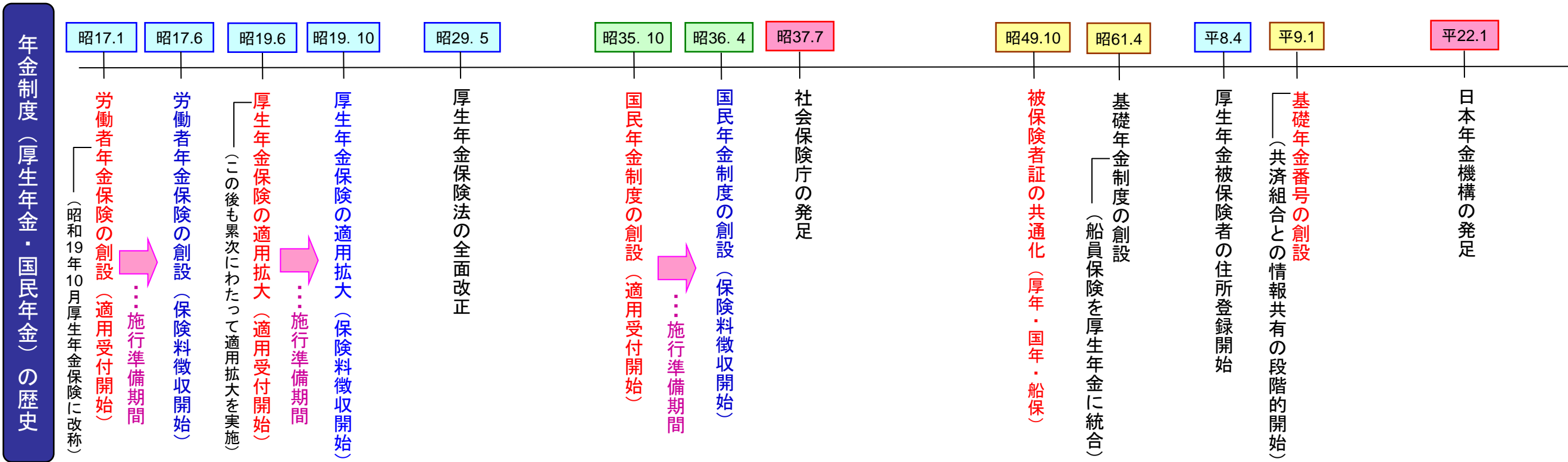


# 年金制度、被保険者証等の変遷(年表)



◆年金被保険者の資格を証する上記(1～9)の各種被保険者証、国民年金手帳、年金手帳、基礎年金番号通知書のいずれも有効です。  
 ◆また、すべてに①被保険者の氏名、②生年月日、③資格取得年月日などの情報に加えて、④基礎年金番号(又は「被保険者台帳の記号・番号」「年金手帳の記号・番号」のいずれか)が記載されており、これらの記号・番号で年金加入記録が管理・保管されています。  
 ◆被保険者証は、初めて厚生年金や国民年金に加入した際に交付されるもので、生涯にわたって使用するものですが、転職の都度、新たに別の記号番号が記載された被保険者証(年金手帳)の交付を受けた方もおられます。この場合、一つにまとめる手続(年金手帳記号番号重複取消届)を行ってください。